

BELS評価

日本建築センター（BCJ）は、長年にわたって培った豊富な経験と技術力をもとにして、公正・中立な立場で、建築物の省エネルギー性能を客観的に評価します。

BELS評価とは



○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）第7条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」（ガイドライン）に基づき、第三者機関が建築物の省エネルギー性能を客観的に評価し表示を行う制度です。

○建築物の省エネルギー性能の見える化を通じて、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるようになります。

（活用例）

- ・不動産の売買、不動産投資信託（REIT）等の流通場面における環境性能評価
- ・金融機関における融資の判断材料
- ・企業保有物件の環境性能評価 など

※運用機関や不動産会社のサステナビリティ配慮を測るベンチマークであるGRESB（グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク）において、BELS評価を取得することによりエネルギーレート評価項目が加点されることから、保有不動産の環境性能評価に活用できます。

BELS評価業務の対象



○延べ面積が500㎡を超える建築物 ほか

※新築・既存の別を問わず、全ての建築物を対象とした省エネルギー性能等に関する評価・表示を行う制度です。

BCJの特徴



登録省エネ適合性判定機関及び登録住宅性能評価機関として、建築に関わる法令と実務に精通した省エネ適合性判定員及び住宅性能評価員が、事前相談の段階から過不足なく柔軟に対応し、信頼性のあるBELS評価を実施します。

提出していただく図書

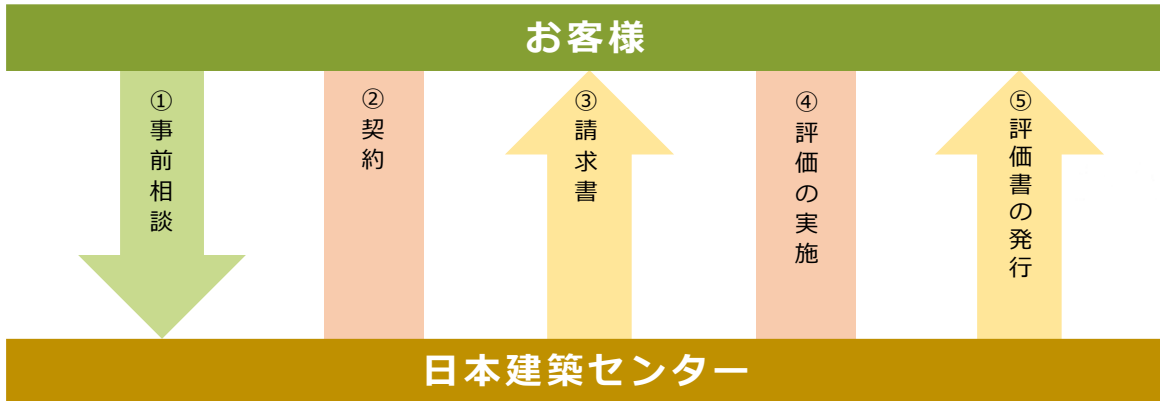


○以下の図書を正副2部ご提出ください。

- ①BELSに係る評価申請書
- ②委任状
- ③設計内容説明書
- ④BELS評価添付図書
- ⑤BELSに係る評価物件掲載承諾書



標準的な業務の流れ



①事前相談

- ◆事前相談は、随時、お受けいたします。
- ◆ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。
 - ・ 申請図書の作成方法
 - ・ 評価の方法、プログラム入力の方法
 - ・ 評価結果の検証、評価結果の改善
 - ・ 実際の作業の進め方

④評価の実施

- ◆建築物の新築・増改築の際の省エネ適合性判定の図書がある場合、BELS評価添付図書として用いることが可能です。
- ◆評価は申請された評価手法について行います。評価において、提出図書等の内容に不明な点等がある場合又は修正が必要な場合にはご連絡しますのでご対応ください。

②契約

- ◆図書を正副2部ご提出ください。
- ◆図書に不足等がなければ、申請を受付し、ご契約の締結となります。

⑤評価書の交付

- ◆BELS評価の結果、申請者に対して、BELS評価書を交付します。
- ◆申請者より依頼があった場合には、各種評価プレートもご用意しておりますのでご相談ください。

③請求書

- ◆ご契約締結後、請求書を発行します。
- ◆手数料は、BCJ指定の期日までにご入金ください。

